破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５４号
岩手県奥州市前沢区字太郎ケ沢83番地18
債務者　菅原　信幸
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１８９号
群馬県高崎市上大類町1049番地　ＧＳ・Ｉ・Ｎビル203号
債務者　持田　美穂
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５０３号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田113番地１　水堀コーポ203号、前住所東京都荒川区町屋７丁目１番９―101号　小泉ビル
債務者　柴田　英芳
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５０８号
埼玉県入間市高倉１丁目３番５号
債務者　塚田千恵子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１６号
静岡県御殿場市中山1102番地　ル・グランガーデン御殿場、前住所静岡県御殿場市竈1186番地の１　かまど団地37
債務者　繁　　里己
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
愛知県豊田市美里１丁目11番地12　豊田パライソ美里Ｍ401号、前住所長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ａ―502号　市営住宅
債務者　古川　真紀（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
三重県松阪市五反田町４丁目1402番地２　サンコーポ翔Ｂ101、前住所三重県松阪市五反田町４丁目1125番地１　ルーチェＡ102､前々住所三重県松阪市嬉野中川新町２丁目48番地プレイズＤ棟101
債務者　高橋　美保
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３９号
京都府南丹市園部町横田３号88番地　マグノーリア横田105号、前住所京都市上京区大宮通下立売下る菱屋町804番地　コートハウス205号
債務者　上和田麻里
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第４３０１号
大阪府吹田市佐井寺南が丘３番17―205号
債務者　安島　公子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４９号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番43―201号
債務者　横山　佳代（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８２号
大阪府吹田市寿町２丁目20番16号（３－Ｅ）
債務者　丸山　勝則（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４１号
大阪府茨木市東太田２丁目14番22号
債務者　荻田光明こと　**荻**田　光明
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４８号
大阪市東成区深江南１丁目13番４号シャトーブラン堀江201号
債務者　永野めぐみ（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４６号
大阪市西淀川区花川１丁目11番17号　柏花ハイツ202号室
債務者　忍　智恵子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４７号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目６番１―201号
債務者　諏訪原和治
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目６番１―201号
債務者　諏訪原美保子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部